

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第2条 条例第7条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用についての留意事項
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画をいう。以下同じ。）
- (2) 条例第28条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (3) 条例第30条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第32条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録  
(療養介護計画の見直し)

第4条 条例第17条第8項の規定による療養介護計画の見直しは、少なくとも6月に1回以上行わなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第5条 条例第36条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 条例第41条に規定する通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- (設備の基準)

第6条 条例第38条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(準用)

第7条 第3条及び第4条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「生活介護計画（条例第50条において準用する条例第17条第1項に規定する生活介護計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第50条において準用する条例第17条第8項の規定による生活介護計画」と読み替えるものとする。

第8条 第3条から第6条までの規定は、条例第2条第2号に規定する自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画（条例第55条において準用する条例第17条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第55条において準用する条例第17条第8項の規定による自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第9条 条例第58条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第58条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(準用)

第10条 第3条から第5条までの規定は、条例第2条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合

において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画（条例第60条において準用する条例第17条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第60条において準用する条例第17条第8項の規定による自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第11条 第3条から第6条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「就労移行支援計画（条例第69条において準用する条例第17条第1項に規定する就労移行支援計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第70条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第69条において準用する条例第17条第8項の規定による就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第12条 条例第73条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- （2） 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- （3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- （4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第13条 条例第83条の規則で定める人数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- （1） 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- （2） 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- （3） 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第14条 第3条から第5条までの規定は、条例第2条第2号に規定する就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「就労継続支援A型計画（条例第84条において準用する条例第17条第1項に規定する就労継続支援A型計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第84条において準用する条例第17条第8項の規定による就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

第15条 第3条から第5条まで及び第12条の規定は、条例第2条第2号に規定する就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「就労継続支援B型計画（条例第87条において準用する条例第17条第1項に規定する就労継続支援B型計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第87条において準用する条例第17条第8項の規定による就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。